

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 10 号に規定する三角網漁業（三角網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年（2023 年）10 月 13 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
三角網漁業	三角網漁業	有共第 6 号及び 同第 21 号共同 漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数）	1 隻	1 玉名市滑石に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき日

令和 5 年（2023 年）10 月 23 日から令和 5 年（2023 年）10 月 31 日まで

3 備考

- この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 8 年（2026 年）8 月 31 日までとする。
- この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - 押し網漁法の場合は、日没時から日出時まで操業してはならない。
- この公示に係る共同漁業権は令和 5 年（2023 年）9 月 1 日に免許されたものとする。